

すくすくベビー



松村 律りつ 毅き ちゃん
(小泉町)

11月の乳幼児健康診査

健康診査を受ける時期は、子どもの「発達の節目」といわれる重要な時期です。身体的にも、精神的にも健やかに成長されていることを確認するとともに、子育ての悩みを解消し、育児を振り返る機会としてご利用ください。

- ※個人通知はありませんので「すくすく手帳」で内容・持ち物をご確認ください。
- ※幼児健診(1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月)は、仕上げみがき用歯ブラシをお持ちください。
- ※2歳6か月児健診は、問診票に「ささやき声検査」の結果をご記入ください。
- ※3歳6か月児健診では、検尿があります。朝一番の尿を、きれいに洗ったビンなどに入れてお持ちください。

乳幼児個別相談

子育て・離乳食に関する相談に保健師、栄養士が応じます。

日時 11月14日(木)・同26日(火)
9:30~11:00

場所 くすのきセンター1階
※栄養士に相談できる日は、11月26日(火)です。

持ち物 母子健康手帳



●対象児の生年月日をご確認のうえ、お越しください。

●該当月に来られない場合は、ご連絡ください。

場所 くすのきセンター1階

受付時間 12:45~14:00

健診名	実施日	対象
4か月児	19日(火)	2019年 7月 1日~ 7月 15日生
	26日(火)	2019年 7月 16日~ 7月 31日生
10か月児	13日(火)	2019年 1月 1日~ 1月 15日生
	20日(火)	2019年 1月 16日~ 1月 31日生
1歳6か月児	15日(金)	2018年 4月 1日~ 4月 15日生
	22日(金)	2018年 4月 16日~ 4月 30日生
2歳6か月児	14日(木)	2017年 4月 1日~ 4月 15日生
	21日(木)	2017年 4月 16日~ 4月 30日生
3歳6か月児	18日(月)	2016年 4月 1日~ 4月 15日生
	25日(月)	2016年 4月 16日~ 4月 30日生

原子爆弾被爆者二世の健康診断

対象 被爆者健康手帳を持つ父または母(すでに死亡している場合も含む)の子で、父または母の被爆以後に生まれ、被爆者健康手帳を持っていない人

実施期間

令和2年1月6日(月)~同3月31日(火)の平日

受診できる医療機関 彦根市立病院ほか

申込期間 11月1日(金)~同29日(金)

検査項目 問診、血圧測定、血液検査など

費用 無料(精密検査費、交通費は除く)

その他 この健康診断を受けても、被爆者健康手帳は交付されません。

申込・問い合わせ先 團湖東健康福祉事務所(彦根保健所) ☎22-1770、FAX26-7540

らくらく禁煙相談



喫煙習慣は、「ニコチン依存」「心理的依存」の2つの原因によるものです。「やめたい」と思った今が良いきっかけです。まずはお気軽にお問い合わせください。

日時 11月13日(水) 9:00~、10:00~、11:00~

場所 くすのきセンター2階

定員 3人(各時間1人、予約制)

内容 ▶自分に合った禁煙方法についてのアドバイス

▶たばこへの依存度が分かる検査…肺の汚れ度チェック(呼気中の一酸化炭素の濃度測定)、たばこの依存度チェック(尿中ニコチン濃度検査)

不妊治療費の助成を行っています

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)、人工授精で健康保険などの医療保険が適応されない治療費の一部を助成します。特定不妊治療の過程で「精巣または精巣上体からの精子採取の手術(男性不妊治療)」も助成します。

＜特定不妊治療費の助成＞

対象(次の全てを満たす人)

- ▶治療中および申請時に、夫婦のいずれかの住所が市内にあり、法律上の婚姻をしている夫婦
- ▶「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成を受けている人
- ▶夫婦のいずれもが市税を滞納していない人

助成額・回数 特定不妊治療(保険外診療分)に要した費用から、滋賀県の助成金を差し引いた額を、市から助成します。1回の治療に対する助成額は5万円(次の治療方法のときは2万5千円)を限度とします。

※助成額2万5千円に該当する治療方法

- 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
- 採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢	助成回数
39歳以下	通算6回まで(※)
40~42歳	通算3回まで(※)
43歳以上	助成対象外

※43歳になるまで

申請期限 「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の決定日から3か月以内

＜人工授精治療費の助成＞

対象(次の全てを満たす人)

- ▶治療日および申請時に、夫婦いずれかの住所が市内にあり、法律上の婚姻をしている夫婦
- ▶夫婦の前年所得の合計額が730万円未満の人
- ▶夫婦のいずれもが市税を滞納していない人

助成額 人工授精に要した自己負担の半額(千円未満は切り捨て)を助成します。助成期間は通算2年間とし、助成金額は合算して5万円です。

申請期限 令和元年度に行った治療分は、令和2年3月31日(火)まで(令和2年3月中にも治療する場合や、治療を行う予定であったが体調不良などで治療できなかった場合は同4月30日(木)まで)

申請と決定 困健康推進課に申請してください。申請後、審査の上決定します。詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。お問合わせください。



不育症を知っていますか

治療などで、80%以上は出産できます

不育症とは、妊娠はするけれども、2回以上の流産や死産、または生後1週間以内の早期新生児死亡を繰り返すことをいいます。

不育症の約半数は、胎児の染色体異常により、2回以上の流産をたまたま繰り返した、偶発的な流産で、特別な治療を受けなくても、次の妊娠経過は良好な場合が多く、安心して妊娠できる環境が何よりも大切です。

しかし、残りの約半数には、不育症となる要因が認められ、その要因に応じた治療が有効です。要因にもよりますが、不育症と診断された人(偶発的な流産などを含む)の80%以上は出産ができます。

すでに子どもがいる場合でも、2人目、3人目が続けて流産や死産を繰り返す場合は、不育症であり、検査や治療の対象となります。

その原因(リスク因子)がさまざまであるため、不育症に気づいていない人、気づいても相談先や治療が受けられる医療機関が分からない人が多いのが現状です。

専門的、医学的な相談や不妊による心の悩みなどは、専門家(医師・助産師)が相談に応じる次の相談先をご利用ください。

▶滋賀県不妊専門相談センター(滋賀医科大学医学部附属病院内)

電話相談 ☎077-548-9083(専用電話)(月~金曜日の9:00~16:00、祝日・年末年始を除く)

面接相談 専門医師が相談に応じます。電話かメールで予約をしてください。ホームページ <http://www.sumsog.jp/consulting-a-doctor/advice-for-sterility>